

## 5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

鳥川渓谷緑地は、平成22年4月より指定管理者制度が導入されている。平成21年度以前（直営）の状況は次のとおりである。平成22年度における監査実施時までの状況は「6. 監査の結果及び意見」で分析する。

### ① 年間利用状況の推移

	(単位：人)				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数	約25,000	約30,400	約32,500	約29,900	約24,600
1日平均利用人数	約70	約90	約90	約80	約70
(参考：年開園日)	320日	359日	360日	359日	359日

### ② 事業費の収支の状況の推移

	(単位：千円)				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	0	34	40	740	741
内 訳	利用料収入	0	0	0	0
その他収入	0	34	40	740	741
支出計	43,894	41,349	44,745	43,897	45,686
内 訳	人件費	29,007	29,997	29,986	30,083
	物件費	14,887	11,352	14,759	13,814
	水道光熱費	458	717	861	1,000
	委託料	11,526	7,602	8,929	8,383
	その他	2,903	3,033	4,969	4,431
収支差額	△43,894	△41,315	△44,705	△43,157	△44,945

### ③ 職員の配置状況

	(単位：人)				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県職員(※)	2	2	2	2	2
非常勤職員(※)	3	3	3	3	3
合計	5	5	5	5	5

※県職員は直接現地で管理に従事した正味換算人員数を記載している。上記2人のほかに安曇野建設事務所で事務処理に従事している県職員が2人いる。非常勤職員は行政嘱託員2人、臨時職員(年平均1人)。なお臨時職員は繁忙期に勤務。

## 6. 監査の結果及び意見

### (1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

#### ① 指定管理者（財団法人公園緑地管理財団）の概要

指定管理者である財団法人公園緑地管理財団の概要は次表のとおりである。

指定管理者	財団法人公園緑地管理財団
所在地	東京都文京区関口 1-47-12 江戸川橋ビル 203号室
設立年月日	昭和 49 年 5 月 1 日
代表者（県との関係）	理事長 小野 邦久
役員、職員の状況	理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 2 人、理事 16 人、監事 2 人 職員（烏川渓谷緑地環境管理事務所）9 人、うち常勤 4 人
主な業務内容	(1)公園緑地の管理運営に関する総合的な調査研究 (2)公園緑地の管理運営に関する技術開発 (3)公園緑地の管理運営に関する人材の養成 (4)公園緑地の利用増進のための知識の普及啓発 (5)国営公園等の管理運営 (6)公園緑地に関する講習会及び研究会の開催 (7)その他本財団の目的を達成するために、必要な事業
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務	—

#### ② 指定管理料の算出過程（説明）

平成 22 年度の指定管理料の算出過程は次のとおりである。

表 27 烏川渓谷緑地における指定管理料の算出過程

（単位：千円）

		平成 18 年度	平成 19 年度 (A)	平成 20 年度 (B)	平均額*2 (A+B)/2	平成 22 年度 (指定管理料)
人 件 費	職員（県）*1	24,644	24,644	24,644	24,644	*6 13,256
	行政嘱託員（県）	4,324	4,307	4,395	4,351	—
	臨時職員（県）	1,035	1,035	1,044	1,040	—
	指定管理者 a	—	—	—	—	*3 19,794
管理費 b		11,447	14,860	13,914	14,387	14,387

	平成 18 年度	平成 19 年度 (A)	平成 20 年度 (B)	平均額*2 (A+B)/2	平成 22 年度 (指定管理料)
直接経費計(税込)	41,450	44,846	43,997	44,422	47,437
うち指定管理分 (a+b)	—	—	—	—	34,181
指定管理料概算額 *4					34,100
指定管理料確定額 *5					32,500

\*1 職員人件費は、県職員の年収モデル(H21. 4. 1)をベースとした推定算定

職員数は、平成 18 年度～平成 20 年度は 4 人(係長 1 人、主任 3 人)、平成 22 年度は 2 人(係長・主任各 1 人)

\*2 平成 18 年度は全部開園していなかったため、平成 19・20 年度の平均により指定管理料概算額を算定

\*3 他の指定管理者施設の平均人件費単価により必要額を算定 (6 人分)。

\*4 指定管理料概算額とは、募集要項において、県が指定管理料の上限額として提示した額である。

\*5 指定管理料確定額とは、実際に選定された指定管理者の提案額により確定した指定管理料の額である。

\*6 指定管理者制度に移行後、指定管理者と市民会議の調整・連携等に必要な人員に係る (2 人分)。

指定管理者制度導入前の平成 21 年度の人員配置と指定管理者制度導入後の平成 22 年度の人員配置の比較は次のとおりである。

(単位：人)

平成 21 年度以前(直営)の人員の状況			平成 22 年度の人員の状況		
	内訳	区分		内訳	区分
県	「公園整備係」係長 *1	常勤職員	1	県	「公園整備係」係長
	「公園整備係」係員 *1	常勤職員	1		常勤職員
	「公園整備係」係員 *1	常勤職員	1	*3	「公園整備係」係員
	「公園整備係」係員 *1	常勤職員	1		常勤職員
	管理員(行政嘱託員)	非常勤職員	1	指定管理者	環境管理事務所長
	管理員(行政嘱託員)	非常勤職員	1		常勤職員
	臨時職員(繁忙期) *2	非常勤職員	1		管理主任
					常勤職員
指定管理者	「公園整備係」4 人中、ローテーションにより 2 人が常時、現場(鳥川渓谷緑地)に配置。 そのため、直営管理時の現場配置実員人数は、通常 4 人、繁忙期 5 人。 「公園整備係」4 人中、残る 2 人が、安曇野建設事務所において事務処理を行っていた。				事務主任(臨時職員)
	臨時職員(繁忙期)の人数は、正味人数。(実際は、4 月及び 9~11 月: 1 人、5~8 月: 2 人、1~3 月及び 12 月: 0 人)				常勤職員
					管理係員
					常勤職員
					植物管理・清掃等職員 *4
					非常勤職員
					常勤職員
					清掃職員 *4

\*1 「公園整備係」4 人中、ローテーションにより 2 人が常時、現場(鳥川渓谷緑地)に配置。

そのため、直営管理時の現場配置実員人数は、通常 4 人、繁忙期 5 人。

「公園整備係」4 人中、残る 2 人が、安曇野建設事務所において事務処理を行っていた。

\*2 臨時職員(繁忙期)の人数は、正味人数。(実際は、4 月及び 9~11 月: 1 人、5~8 月: 2 人、1~3 月及び 12 月: 0 人)

\*3 指定管理者制度に移行後、指定管理者と市民会議の調整・連携等に必要な人員に係る (2 人分)。

\*4 延べ勤務時間(約 550 時間)で常勤換算約 2 人。

鳥川渓谷緑地の平成 21 年度以前（直営）の人員の状況は、県の常勤職員 4 人、県の非常勤職員（行政嘱託員）3 人であった。平成 22 年度からの指定管理者制度導入により、県の常勤職員が 2 人となり、指定管理者の体制は常勤職員 4 人、非常勤職員 5 人となった。指定管理者の非常勤職員 5 人の勤務時間合計は常勤職員 2 人分に相当することから、指定管理者は実質的には 6 人の体制といえる。

指定管理料のうち人件費は、他の指定管理施設の平均人件費単価に、鳥川渓谷緑地の指定管理業務に従事する実質的な人数（6 人）を乗じて 19,794 千円と見積もっている。

管理費は平成 19 年度と平成 20 年度の平均値である 14,387 千円と見積もっており、人件費（19,794 千円）との合計額 34,181 千円をベースに、指定管理料概算額を 34,100 千円と見積もっている。

選定された指定管理者の提案額により確定した平成 22 年度の指定管理料は、32,500 千円である。上表に記載している平成 20 年度の直接経費（43,997 千円）と平成 22 年度の指定管理料とを比較すると、平成 22 年度の指定管理料のほうが 11,497 千円少なくなっている。

ただし、指定管理者制度導入後も、安曇野建設事務所に勤務する県の常勤職員 2 人が鳥川渓谷緑地の管理運営に携わっている。この 2 人は指定管理者制度に移行後、指定管理者と「鳥川渓谷緑地市民会議」の調整・連携等に必要な人員であるが、県職員の年収モデルをベースとした平成 22 年度の人件費は 13,256 千円である。この人件費と平成 22 年度の指定管理料（32,500 千円）の合計額が鳥川渓谷緑地の平成 22 年度の総コストとなるが、その額は 45,756 千円となり、平成 20 年度の直接経費（43,997 千円）を 1,759 千円上回っており、平成 21 年度の直接経費（45,686 千円）とほぼ同額である。

行政改革課では、将来的には、安曇野建設事務所の職員による鳥川渓谷緑地業務への関与を解消するよう、所管課に要請しているとのことである。平成 22 年度は指定管理者制度に移行した初年度であり、県職員の関与の必要性も高いと思われるが、将来的には人員配置の見直しが求められている。

### ③ 指定管理者制度導入の合理性－指定管理者のモチベーションの維持に向けて－（意見）

鳥川渓谷緑地は、松本平広域公園と同様、長野県都市公園条例を設置条例とする「都市公園」である。ただし、本緑地は常念岳・蝶ヶ岳を源とする鳥川の渓谷に沿っており、渓谷と河畔の樹林地がつくる渓谷特有の景観や、現地にある森林や溪流など豊かな自然資源を保全・活用することを目的として設置されており、松本平広域公園のように利用料金を收受する施設は設置されていない。

地方自治法上、指定管理者となれるのは法人その他の団体である。指定管理者となる団体は、営利の獲得を目指す民間事業者や公的な性格を帯びた団体など、その性格は様々であり、指定管理者となる動機や目的も団体ごとに異なると思われる。しかしながら、民間事業者であれ、公的な団体であれ、指定管理業務から得られる収入と、コスト及びそれらの差である利潤には一定の関心を有していると思われる。

指定管理者制度を導入した以上、施設の設置者である地方自治体は、指定管理者に当該施設の活性化を求めていく必要がある。一方、指定管理者側、特に民間事業者であれば、施設活性化に努めながら、利潤の極大化を図っていきたいと思われる。この点、烏川渓谷緑地のように、利用料金を收受する施設が設置されていない公園の指定管理者は、施設の活性化と自らの利潤の極大化を同時に達成することが難しい面がある。

松本平広域公園のように、利用料金制度が導入されている施設がある公園であれば、指定管理者は、サービスの向上に努めることによって利用者の増加（施設の活性化）を実現し、利用料金収入も増加して、自らの利潤の極大化を実現できる可能性がある。

烏川渓谷緑地のように、利用料金収入を得られる施設が設置されていない公園の場合、通常、指定管理業務の収入の大半は指定管理料である。指定管理料を指定管理者自身の努力で増やすことは困難であるから、指定管理者は、利潤の極大化を図りたいのであれば、より一層のコスト削減に努めるしかない。

一方、指定管理者がサービスの向上に努めた結果、施設利用者が増加すると、その分、維持管理コストが増加してしまう可能性がある。利用者が増加しても収入（指定管理料）は一定のままであるから、指定管理者はコストだけが増加してしまい、その分利潤が減少してしまう。また、場合によっては、コストが指定管理料を上回ってしまうことも考えられ、そうなると指定管理者のモチベーションが大きく低下してしまう懸念がある。

その意味では指定管理料の設定が重要となるが、烏川渓谷緑地は平成 22 年度から指定管理者制度を導入したため、現在の指定管理料が妥当な水準なのか、あるいは現在の指定管理料で指定管理者がどこまでの業務が実施可能なのか、不明確な部分がある。

平成 22 年度の指定管理料は指定管理者の提示額をベースとしているが、提示額は指定管理者が実際に業務を開始する前に積算した額である。実際に業務を開始して、その内容が指定管理料とバランスしているかどうか、平成 22 年度終了後、県は改めて検証する必要がある。

表 28 烏川渓谷緑地の指定管理料

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
県が募集要項で示した額	34,100 千円	33,800 千円	33,400 千円	101,300 千円
指定管理者提示額	32,500 千円	32,000 千円	31,500 千円	96,000 千円
確定額	32,500 千円	—	—	—

#### ④ 市民会議への対応について（意見）

烏川渓谷緑地の指定管理者が行う業務の範囲、管理の基準等、管理業務に必要な事項は、平成 21 年 8 月に長野県建設部都市計画課が策定した長野県烏川渓谷緑地管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定められている。

仕様書では指定管理者が行う業務の範囲を次のように定めている。

##### 1 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本緑地（備品等を含む。）の維持管理、利活用に関する業務
- (2) 「烏川渓谷緑地市民会議」（以下「市民会議」という。）の開催、活動等に関する業務
- (3) その他の業務（上記業務に付帯する業務）

このように烏川渓谷緑地の指定管理者は、市民会議の開催、活動等に関する業務を実施することが求められている。同仕様書では、市民会議の開催、活動等に関する業務を次のように、更に詳細に定めている。

##### 3 市民会議の開催、活動等に関する業務

###### (1) 市民会議への参加

指定管理者は、市民会議の会議に参加し、そこにおける協議内容を踏まえて次の各業務を遂行するものとする。なお、市民会議の概要については参考資料 3（省略）のとおりである。

###### (2) 市民会議の開催等に関する業務

指定管理者は、市民会議の会議開催準備（会場予約、開催通知の発送、会議資料の作成など）、会員との連絡調整等の業務を行うものとする。

###### (3) 市民との協働による維持管理等に関する業務

指定管理者は、市民会議と協働して実施する緑地内における維持管理と森林環境などの整備の実施に際し、必要な事務処理や業務補助等を行うものとする。

###### (4) 環境学習等緑地の利活用に関する業務

指定管理者は、「自然観察会」など、市民会議と協働して実施する緑地を活用した環境

学習等緑地の利活用に際し、必要な事務処理や業務補助等を行うものとする。

(5) 障がい者の就労の場の創出に関する業務

指定管理者は、緑地内における維持管理、利活用に関する業務の一部について、障がい者の就労の場の創出を図るよう配慮するものとする。

(6) その他

ア 指定管理者は、上記以外の市民会議に係る業務について、県及び市民会議と調整しながら進めるものとする。

イ 緑地の維持管理、利活用業務に関する指定管理者、市民会議及び県の役割分担の概要については、別表7（省略）のとおりとする。ただし、疑義が生じた場合は、その都度3者が協議するものとする。

上記の業務のほとんどは、従前は県が担ってきたが、これが指定管理者に移されたことになる。そのことによって、鳥川渓谷緑地の管理運営にどのような効果が期待されるのか、そして、指定管理者の立場から見ると、これらの業務が指定管理者のモチベーションにどのように影響するのかという点が今後のポイントとなる。

仕様書に示されているとおり、市民会議に関して、指定管理者が行うべき業務は多岐にわたっている。また、市民会議は指定管理者制度導入以前から鳥川渓谷緑地の運営に深く携わっていることから、指定管理者が市民会議と適切な連携を図っていくことが指定管理者制度を効果的に実施していく鍵になると思われる。しかしながら、そのことによって、指定管理者の自主性、あるいは蓄積してきたノウハウを発揮する余地を狭めてしまうことにつながり、指定管理者のモチベーションに影響を与えてしまう可能性も考えられる。鳥川渓谷緑地はその性質上、指定管理者が利潤の極大化を目指すことは難しい施設である。その上、自主性あるいはノウハウを発揮できる機会が限られてしまうと、事業者にとっても指定管理者業務を継続する意義が薄れてしまうことになる。

県としては、指定管理者制度を導入したことでの、鳥川渓谷緑地の管理運営は市民会議と指定管理者に任せたままにするのではなく、指定管理者のモチベーションの維持に配慮し、市民会議と指定管理者の関係について、今後も十分に留意していく必要がある。

(2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

① 指定管理者の選定方法等（説明）

ア. 公募期間・・・平成21年8月10日～9月18日

イ. 審査の方法

選定委員会の構成

区分	役職	区分	役職
内部	建設部長	外部（学識経験者）	小布施堂代表取締役社長
内部	参事兼建設政策課長	外部（学識経験者）	長野県環境保全研究所 自然環境部長
内部	都市計画課長	外部（学識経験者）	烏川渓谷緑地市民会議
内部	長野県安曇野建設事務所長	外部（学識経験者）	安曇野市都市建設部長

審査基準及び配点

選定基準	評価項目	配点
管理の基本方針	平等な利用の確保等の適正な管理方針	5
管理業務の実施計画	維持管理業務を適切に行うための手法	10
	利活用の促進（自主事業の実施計画等）	10
	地域連携、貢献	5
	市民との協働	10
経費の縮減のための取組	管理経費の縮減	15
収支計画（自主事業を除く）	収支計画の妥当性	5
経理的及び技術的基礎、管理体制	経理的基礎	5
	技術的基礎	5
	管理体制	5
環境への配慮	環境への配慮	10
地域要件	地域要件	5
現管理員の再雇用	現管理員の再雇用	10

選定結果

応募者名	合計得点
財団法人公園緑地管理財団	86.1
A	74.6
B	52.4

応募者名	合計得点
C	51.5

② 指定管理者の指定及び協定書の締結（説明）

ア. 指定管理者の指定

平成 21 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 21 年 12 月 18 日に指定。

イ. 協定書（基本、年度）の締結

平成 22 年 3 月 31 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 22 年 4 月 1 日に年度協定書が締結されている。

選定委員会の構成については、外部委員が 4 人含まれており、問題はないと考える。

（3）【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 指定管理者による事業報告（月例、年度）及び県によるモニタリングの状況（説明）

平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、年度終了後に指定管理者から平成 22 年度の事業報告書を入手することとなっている。

基本協定書では、指定管理者は四半期毎に県に定期報告書を提出することとなっており、第 1 四半期及び更にこれに続く各四半期毎に利活用を図る。

（平成 21 年度までは県直営管理であったため、監査時点では指定管理者から提出されている事業報告等はない。）

② 施設の大規模修繕計画及び更新計画（修繕等計画）について（説明）

ア. 修繕等計画の有無・・・無

移管・廃止・民営化等の可能性はなく、現在、「公園施設長寿命化計画」策定中

イ. 費用見込み（大規模修繕あるいは建替更新）と実施予定年度

実施予定年度	平成 23 年度	平成 24 年度～
実施内容	園路バリアフリー化	木道橋改修等
費用見込み(千円)	(未定)	(未定)

※「公園施設長寿命化計画」により変更の可能性がある。

### ③指定管理者制度導入の効果の見極め（意見）

鳥川渓谷緑地の管理運営は長野県、「鳥川渓谷緑地市民会議」（以下「市民会議」という。）、指定管理者の三者が関連している。

市民会議は、良好な整備や維持管理の実現に向け、市民と県がともに考え実行していくことを目的として平成16年2月に設立された。以後、県との協働によって鳥川渓谷緑地の運営管理と森林環境などの整備を行っており、現在も活動を続けている。

鳥川渓谷緑地は、平成21年度までは県の直営施設であったため、県と市民会議の協働で施設の運営管理を実施していたが、指定管理者制度の導入によって、指定管理者を交えた三者の関係となった。

直営施設であった期間は、市民会議が県と協働することで、市民の声が鳥川渓谷緑地の管理運営に直接反映され、そのことが施設の活性化につながる面もあり、この体制を継続しても、更なる活性化を実現できた可能性もあったと思われる。したがって、指定管理者制度を導入した以上、鳥川渓谷緑地については、これまで以上の活性化を実現する必要がある。

平成22年度から指定管理者制度を導入しているので、その効果については監査時点では明確に把握できていないが、平成22年度終了後、サービス内容がどのように変化したのか、また、コストがどの程度削減されたのか、県は正確に把握しておく必要がある。更に、制度導入の効果については適切に情報開示しておくことが望ましい。

なお、現時点において安曇野建設事務所に勤務する職員2人が鳥川渓谷緑地の業務に関与しているが、将来的には、人員配置の見直しが必要である。

## 第7章 白馬ジャンプ競技場

### 1. 施設の概要

住所	長野県北安曇郡白馬村大字北城 4133		
設置年月	平成 5 年 1 月	根拠条例等	長野県白馬ジャンプ競技場条例
設置目的	スポーツの振興に寄与するため		
施設の内容	ジャンプ競技場（ラージヒル（県の施設）、ノーマルヒル（白馬村の施設）） リフト、スタートタワー等		
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフト（1人1回）大人 230 円、小・中学生 140 円</li> <li>（1人半日）大人 500 円、小・中学生 300 円</li> <li>（1人1日）大人 1,000 円、小・中学生 600 円</li> <li>・ジャンプ競技に専用 10,000 円～101,000 円</li> <li>・ジャンプ競技以外に専用 ～152,000 円</li> </ul>		
開所日	4月11日から10月31日まで・11月11日から3月31日まで		
開所時間	8:30～17:00 (12月1日から翌年3月31日までは9:00～16:00)		
施設の特徴 (長所・短所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年11月に完成。その後平成5年度にオールシーズン化工事を実施し、平成5年10月に完成した。</li> <li>・ラージヒルジャンプ台は本州唯一の施設であり、国内では札幌市の大倉山と同規模である。</li> <li>また、国内唯一のノーマルヒルとラージヒルが並列するジャンプ競技場である。</li> <li>・長野オリンピック冬季競技大会のジャンプ会場として利用された施設であり、競技施設としての利用のほか、観光客等の見学者によるリフト利用料の収入確保に努めているが、利用者は減少傾向にある。</li> <li>・建設から17年余りが経過し、経年劣化した箇所の修繕費の増加が見込まれる。</li> </ul>		

### 2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
平成 17 年度まで	委託	白馬村

### 3. 指定管理者の状況

指定管理者	白馬村	指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
選定方法	非公募		
指定管理者	白馬村	指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
選定方法	非公募		

#### 4. 指定管理者が行う業務

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用許可及び利用料金に関する業務
- (3) 上記業務に付帯する業務

#### 5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

##### ① 年間利用状況の推移

	(上段：人、下段：日)				
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間利用人数 (リフト利用人員)	119,445	108,883	100,494	93,417	92,806
その他の指標 (競技会・練習利用日)	203	197	157	167	162

##### ② 指定管理業務の収支の状況の推移

区分	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入	80,091	83,992	84,541	78,733	79,528
内 訳	指定管理料	28,721	37,248	42,004	39,150
	利用料収入	51,370	46,744	42,537	39,583
	その他収入	—	—	—	—
支出計	80,091	83,619	84,006	78,572	78,878
内 訳	人件費	44,304	44,074	44,111	42,804
	物件費	35,787	39,545	39,895	35,768
	水道光熱費	9,240	9,106	8,621	8,871
	委託料	10,294	9,792	9,702	9,297
	その他	16,253	20,647	21,572	17,600
	本社経費	—	—	—	—
収支差額	0	373	535	161	650

(注) 平成 17 年度の指定管理料は、委託料から利用料金を控除した実質的な県負担額である。

### ③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
正職員	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
非常勤	9 (12)	9 (12)	9 (12)	9 (12)	9 (12)
合計	11 (14)	11 (14)	11 (14)	11 (14)	11 (14)

( ) は冬季の職員数

## 6. 監査の結果及び意見

### (1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

#### ① 指定管理者の概要（説明）

指定管理者である長野県白馬村の概要は次表のとおりである。

指定管理者	白馬村（教育委員会スポーツ課）
所在地	北安曇郡白馬村大字北城 7025
代表者（県との関係）	村長 太田 紘熙
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務（長野県の所管部署）	なし

#### ② 施設の特色（意見）

白馬ジャンプ競技場は、本州唯一のラージヒルジャンプ台で、長野オリンピック冬季競技大会のジャンプ会場としても利用された。設置目的は「スポーツの振興を図るため」（長野県白馬ジャンプ競技場条例（平成 4 年長野県条例第 36 号）第 1 条）とされており、現在もジャンプ競技の大会、練習等に使用されている。また、オリンピック施設であることから、施設見学のニーズがあり、観光施設としての位置付けもなされている。

ジャンプ競技場という性格から、スポーツ施設として利用する者は自ずと限定されてしまい、近年は不景気の影響もあり、競技人口も減少傾向にある。本来であれば指定管理者と県は一体となって競技人口の拡大を図り、利用者の増加を促していくことが望ましいが、長野県を含む全国の経済状況や県の財政状況等を踏まえると、県や白馬村が新たなコストをかけて、競技人口の拡大に努めるには厳しい状況である。

また、観光施設としてみても、冬場は見学者が減少するなど、通年の利用は見込みづらく、施設の性格上、イベントを実施して観光客を誘致することにも限界がある。

指定管理者制度の趣旨はサービスの向上とコストの削減を図り、もって、施設の活性化を図ることにある。白馬ジャンプ競技場も指定管理者や県担当者へのヒアリング、現地視察を実施し、収支状況を確認した限り、指定管理者がサービスの向上とコスト削減に努めている姿勢は伺えるが、ジャンプ競技場という特殊な施設ということもあり、施設の活性化にも限界がある。

一方では、国内でも数少ないジャンプ競技用施設で、オリンピックにも使用されているなど、施設そのものの特殊性・独自性から、必要性そのものを直ちに議論するべき施設でもないと考える。

以上の状況から、当施設について、指定管理者及び県にとっての当面の課題は、施設を適切かつ効率的に管理していくことを第1のテーマとして、冬季オリンピック開催施設として、見学者からより一層のリフト利用料収入の確保できるよう、県と指定管理者が協力して観光施設としての知名度を上げていくことと考える。

### ③ 白馬村が指定管理者となっていることは非（意見）

白馬ジャンプ競技場はラージヒルジャンプ台とノーマルヒルジャンプ台が併設されており、ノーマルヒルジャンプ台は地元自治体である白馬村が直営で管理している。ラージヒルジャンプ台は長野県が所管しているが、白馬村が指定管理者を務めており、両ジャンプ台とも実質的には白馬村が一体で管理運営している。

ラージヒルジャンプ台とノーマルヒルジャンプ台の所管が県と村で分かれているのは、管理運営コストの負担に起因するところが大きいと思われる。長野オリンピックの関連施設については、長野市内にある施設は長野市が所管しているように、地元市町村が所管し、管理運営コストも地元市町村が負担しているケースが多い。白馬ジャンプ競技場の場合、白馬村がラージヒルジャンプ台とノーマルヒルジャンプ台の両方の管理運営コストを負担することには限界があったため、ラージヒルジャンプ台は県の所管として、管理運営コストも県が負担する形となっている。

併設されている施設同士で所管が異なるのは不自然な印象も受けるが、管理面等において、現状では特段の問題や不効率は見受けられない。また、前述したように観光施設としての知名度を高めていくためには、県と指定管理者である白馬村が協力していくことが望ましく、そのためには県と白馬村がそれぞれ施設を所管する現在の体制が有効な面もあるかと思われる。

白馬ジャンプ競技場については、ラージヒルジャンプ台を県が所管し、白馬村が指定管理者を務めるという、現行の管理形態で特段の問題はないと考えるが、この体制をより有効なものとするためには、今後も県と白馬村との連携の強化に留意していく必要がある。

## (2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

### ① 選定方法等

- ア. 公募期間 非公募のためなし  
イ. 審査の方法 審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）  
は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職	区分	役職
内部 委員長	県教委 教育次長	内部委員	〃 高校教育課長
内部 委 員	〃 教育総務課長	内部委員	〃 文化財・生涯学習課長
内部 委 員	〃 務教育課長	内部委員	〃 スポーツ課長

審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
施設の運営方針	・運営方針は県の意図したものに合致しているか。	25
サービスの内容	・競技場の利用促進に向けた適切な計画となっているか。 ・サービスの向上に向けた取組がなされているか。 ・管理業務を適切に行うための手法がとられているか。	25
収支計画の内容	・収支計画は適切な計画となっているか。	25
施設管理の内容	・施設の維持管理は適切かつ効率的であるか。 ・職員体制は十分か。 ・個人情報の保護に対する取組がなされているか。	25
計		100

### ② 指定管理者の指定及び協定書の締結

#### ア. 指定管理者の指定

平成 20 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 20 年 12 月 17 日に指定

#### イ. 協定書（基本、年度）の締結

平成 21 年 4 月 1 日に基本協定書を締結。

年度協定書は、平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日の 2 回締結。